

# 公益社団法人日本プロテニス協会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本プロテニス協会といい、その英文名を Japan Professional Tennis Association とし、略称を JPTA という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、日本のプロテニス界を代表する団体として、テニスのプロ指導者及び一般指導者の養成・認定と技術・指導方法に関する研修及び指導を行い、プロテニスプレーヤー、ジュニア及び一般愛好者の育成・普及を図り、テニス教育を通じて、国民の心身の健全な発達に寄与し、豊かな人間性を涵養することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) プロ指導者及び一般指導者の養成・認定と研修・指導
  - (2) プロテニスプレーヤー、ジュニア及び一般愛好者の育成と普及
  - (3) 国際大会及びプロテニス競技会並びに一般テニス競技会の開催・公認・後援
  - (4) テニスに関する調査研究
  - (5) テニス用具・用品の開発・認定・推薦及び提供
  - (6) スポーツ施設の調査・研究・開発・認定及び運営管理
  - (7) テニスに関する刊行物の発行
  - (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
2. 前項の事業は本邦及び海外で行う。

## 第3章 会員

### (種別)

第5条 この法人の会員は、次の通りとする。

- (1) 正会員

JPTA が認定するプロコーチの資格を有し、又は全日本テニス選手権本戦出場者、ナショナルチームのメンバー、JTA ランキングでシングルス 50 位以内のいずれかの経歴を有するプレーヤーで、この法人の目的に賛同して入会し

た個人

(2) 準会員

前号に掲げるものを除き、この法人の目的に賛同して入会した個人

(3) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、この法人の事業を援助する個人又は団体

(4) 名誉会員

学識経験者又はテニス界若しくはこの法人に対し特に功労があった者で理事会及び社員総会において推挙された者

2. 正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）に規定する社員とする。

(入会)

第6条 正会員、準会員又は賛助会員となるとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

ただし、名誉会員に推挙された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

2. 入会は、別の定めによりその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(任意退会)

第7条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、会費の完納の義務は免れない。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号の一つに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 会費を1年以上滞納したとき

(2) 総正会員の同意があったとき

(3) 死亡又は解散したとき

(4) 第9条の規定により除名されたとき

(5) 成年後見開始の審判若しくは保佐開始の審判を受けたとき又は破産手続きの決定を受けたとき

(6) 外国の法令上前項の規定と同様の審判又は破産手続きの決定の取り扱いを受けたとき

(除名)

第9条 会員が、この法人の名誉を毀損し又はこの定款に違反する行為をしたときは、第16条第3項に規定する社員総会の決議により除名をすることができる。

2. 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該社員総会の日から一週間前までに当該会員に通知し、かつ社員総会での弁明の機会を与えなければならない。

3. 理事長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第 10 条 正会員、準会員又は賛助会員となった者は、社員総会の決議を経て、別に定める規程に基づき入会金及び会費を納入しなければならない。

2. 入会金及び会費は、いかなる理由があっても返還しない。

第 4 章 社員総会

(構成)

第 11 条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第 12 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事（以下「役員」という）の選任及び解任並びに理事の任期の短縮
- (3) 役員の報酬等の額
- (4) 基金の返還
- (5) 定款の変更
- (6) 事業の全部又は一部の譲渡
- (7) 基本財産の処分の承認
- (8) 解散及び継続
- (9) 合併契約の承認
- (10) 第 60 条に規定する残余財産の帰属の決定
- (11) 入会金及び会費の金額
- (12) 事業報告並びに計算書類及び財産目録の承認
- (13) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第 13 条 定時社員総会は毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に、臨時社員総会は必要に応じて隨時、招集する。

2. 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
3. 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(招集通知)

第 14 条 理事長は、社員総会の日の 2 週間前までに、正会員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、その通知を発しなければならない。

(議長)

第 15 条 社員総会の議長は、理事長とする。ただし理事長に事故がある時は、あらかじ

め理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(決議)

- 第 16 条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもって決議し、可否同数のときは、議長が正会員である場合は、議長の決するところによる。
2. 前項の場合において、議長は、社員総会の決議に正会員として議決に加わることはできない。
  3. 第 1 項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、総正会員の半数以上でかつ総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
    - (1) 会員の除名
    - (2) 監事の解任
    - (3) 法人法第 113 条に規定する役員の責任の一部免除
    - (4) 定款の変更
    - (5) 事業の全部の譲渡又は一部の譲渡
    - (6) 解散及び継続
    - (7) 合併契約の承認
    - (8) その他法令又はこの定款で定められた事項

(議決権)

- 第 17 条 正会員は、社員総会において各一個の議決権を有する。

(議決権の代理行使及び書面議決)

- 第 18 条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第 16 条の規定の適用については社員総会に出席したものとみなす。

(決議の省略)

- 第 19 条 理事長が社員総会の目的である事由につき提案した場合において、正会員の全員が提案された議案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する社員総会の決議があつたものとみなす。この場合においては、その手続きを理事会において定めるものとし、第 14 条から前条までの規定は適用しない。

(議事録)

- 第 20 条 社員総会については、議事録を作成し、議長及び出席正会員 2 名以上の署名押印の上、これを保存する。

## 第 5 章 役員

(役員及びその員数)

- 第 21 条 この法人は、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 20 名以内
- (2) 監事 2 名以内
2. 理事のうち、1 名を代表理事とし、8 名以内を業務執行理事とする。
3. 代表理事は、理事長とする。
4. 業務執行理事のうち副理事長 2 名以内、専務理事を 1 名以内、常務理事を 5 名以内とする。

(役員の選任)

第 22 条 理事及び監事は、社員総会の決議により選任する。

2. 理事は、互選で理事長、副理事長、専務理事及び常務理事を理事会で定める。
3. 監事の選任に関する議案を社員総会に提出する場合には、監事の同意を受けなければならない。
4. 理事又は監事は、相互に兼ねることはできない。
5. 次の各号に掲げる者は、役員となることができない。
  - (1) 法人
  - (2) 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
  - (3) 法人法若しくは会社法の規定に違反し、又は、法人法第 65 条第 3 号に規定する法令の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という）第 6 条の欠格事項に該当する者
6. 各理事について、当該理事及びその配偶者又は、三親等内の親族である理事の合計数が理事の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。監事についても、同様とする。
7. 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事の 3 分の 1 を超えないものであること。監事についても、同様とする。

(役員の解任)

第 23 条 役員は、いつでも第 16 条に定める社員総会の決議により、解任することができる。

(役員の任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

2. 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。
3. 前 2 項の規定に関わらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期については、それぞれの退任した理事又は監事の任期の満了するときまでとする。

4. 理事又は監事については、再任を妨げない。

(欠員)

- 第 25 条 第 21 条第 1 項で定めた理事又は監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。
2. 理事長に欠員が生じた場合には、任期満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選任された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。

(役員の職務)

- 第 26 条 理事及び監事は、法人法に規定する職務を行うほか、次の区分に応じて、それぞれに規定する事項の職務を行う。

- (1) 理事長  
この法人の業務を総理し、この法人を代表する。
  - (2) 副理事長  
理事長を補佐し、理事会の決議に基づきこの法人の業務を分担執行する。
  - (3) 専務理事  
理事長、副理事長を補佐し、理事会の決議に基づきこの法人の業務の日常事務を統括処理する。
  - (4) 常務理事  
理事長、副理事長及び専務理事を補佐し、理事会の決議に基づきこの法人の業務に必要な事項を分担処理する。
2. 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
  3. 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。
    - (1) この法人の財産の状況を監査する。
    - (2) 理事の業務の状況を監査する。
    - (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、社員総会に報告する。
    - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求することができる。
    - (5) 監事は理事会に出席し、必要があると認めたときは、意見を述べなければならない。

(役員の報酬等)

- 第 27 条 理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
2. 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いを行う事がで

きる。この場合の支給の基準については、社員総会の決議により別に定める。  
(競業及び利益相反取引の制限)

第 28 条 理事は、次に掲げる取引を行おうとするときは、その取引について重要事項を開示し、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
  - (3) この法人が、この法人の理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間においてこの法人とその他の理事との利益が相反する取引
2. 前項各号の取引をした理事は、その取引後遅滞なくその取引について、重要な事実を理事会に報告しなければならない。

## 第 6 章 会長、副会長及び名誉顧問、顧問

(会長、副会長)

第 29 条 この法人には会長 1 名、副会長若干名を置くことができる。ただし、会長は、この法人の名誉をたかめ、広く斯界の指導者たり得る者をもってあてるものとする。

2. 会長、副会長は社員総会において推挙し、理事長が委嘱する。
3. 会長及び副会長は、社員総会、理事会若しくは理事会の諮問に応じ、又は、必要に応じて社員総会若しくは理事会に出席して意見を述べることができる。
4. 会長及び副会長の任期は、委嘱の日から 2 年間とする。

(名誉顧問、顧問)

第 30 条 この法人には、名誉顧問、顧問若干名を置くことができる。

2. 学識経験者又はこの法人の功績があった者の中から、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
3. 名誉顧問及び顧問は、理事会の諮問に応じ、意見を述べることができる。
4. 名誉顧問、顧問の任期は、委嘱の日から 2 年間とする。

## 第 7 章 理事会

(構成)

第 31 条 この法人は、理事会を設置する。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

2. 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
  - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 内部管理体制の整備
  - (6) 法人法第 114 条第 1 項に規定する損害賠償責任の一部免除

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、業務執行理事あるいは理事のいずれかが理事会を招集する。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長とする。ただし、理事長に事故があるとき又は欠けたときは他の理事がこれに当たる。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 前項の場合において、議長は、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第 36 条 理事長が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が提案された議案につき書面により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときはこの限りではない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2. 前項の議事録に署名し又は記名押印する者は理事会に出席した理事長及び監事とする。

## 第 8 章 専門事業部

(専門事業部)

第 38 条 この法人の事業の遂行に必要な専門事項を処理するため、専門事業部を設けることができる。

2. 専門事業部の組織及び運営に関する事項は、理事会で定める。

## 第9章 事務局

### (事務局)

- 第39条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
  3. 事務局長等重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
  4. 前項以外の職員は、理事長が任免する。
  5. 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

## 第10章 資産及び会計

- 第40条 この法人の財産を区分して、基本財産とその他の財産の2種とする。
2. 基本財産は、第4条第1項の公益目的事業を行うために不可欠なものとして次に掲げるものをもって構成する。
    - (1) 財産目録で基本財産として特定された財産
    - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
    - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産
  3. その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

### (財産の管理及び運用)

- 第41条 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

### (基本財産の処分の制限)

- 第42条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又はその他の財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、社員総会の決議は、総正会員の半数以上で、かつ総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

### (経費の支弁)

- 第43条 この法人の経費は、財産をもって支弁する。

### (事業年度)

- 第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び予算)

- 第45条 理事長は、各事業年度開始の日の前日までに事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の承認を受けなければならない。
2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### (事業報告及び決算)

- 第46条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の

書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならぬ。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号から第6号までの書類については、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。
  3. 第1項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
    - (1) 監査報告
    - (2) 理事及び監事の名簿
    - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
    - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第47条 理事長は、認定法施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

（会計原則）

第48条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められた公益法人の会計の基準、その他公益法人の会計の慣行に従うものとする。

## 第11章 基金

（基金の拠出）

第49条 この法人は、基金の拠出者の募集をすることができる。

（基金の募集等）

第50条 基金の募集・割当て・払込み等の手続き、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める基金取扱規程によるものとする。

（基金拠出者の権利）

第51条 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

2. 前項の規定にかかわらず、この法人は、次条に定める基金の返還の手続きにより、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

(基金の返還の手続)

第 52 条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づいて法人法第 141 条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

2. 前条第 2 項の基金の返還の手続きについては、理事会の決議で定めるものとする。

(代替基金の積立)

第 53 条 基金の返還を行うときは、返還する基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については、取崩しを行わないものとする。

## 第 12 章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第 54 条 この定款は、第 16 条第 3 項に規定する社員総会の決議によって変更することができる。ただし、認定法第 11 条第 1 項に規定する事項については、あらかじめ行政庁の認定を受けなければならない。

(合併)

第 55 条 この法人は、あらかじめ認定法第 24 条第 1 項に規定する届出をし、又は認定法第 25 条に規定する認可を受けたうえで、第 16 条第 3 項に規定する社員総会の決議によって合併できる。ただし、当該合併に伴い、前条ただし書の適用を受けるときはこの限りではない。

(事業の全部又は一部の譲渡)

第 56 条 この法人が事業の全部又は一部の譲渡をするときは、あらかじめ認定法第 24 条第 1 項に規定する届出をし、第 16 条第 3 項に規定する社員総会決議を経なければならない。ただし、当該事業の全部又は一部の譲渡に伴い、第 54 条ただし書の適用を受けるときはこの限りでない。

(解散)

第 57 条 この法人は、次の事由により解散する。

- (1) 第 16 条第 3 項に規定する社員総会による解散の決議があったとき
- (2) 正会員が欠けたとき
- (3) 合併（当該合併によりこの法人が消滅する場合に限る）
- (4) 破産手続き開始の決定
- (5) 裁判所による解散命令があったとき

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 58 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第 59 条 この法人は、会員その他の者に対して、剰余金の分配をすることができない。

2. 会員に剰余金の分配をする社員総会の決議は無効とする。

(残余財産の帰属)

第 60 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する ものとする。

## 第 13 章 情報開示

(帳簿及び書類等の備付け及び閲覧)

第 61 条 この法人は、第 45 条、第 46 条に定める書類の他、次に掲げる帳簿及び書類等を主たる事務所に備え置かなければならない。

- (1) 定款
  - (2) 会員名簿
  - (3) 社員総会で議決権代理行使をした場合の委任状
  - (4) 社員総会で書面による議決権の行使をした場合の議決権行使書
  - (5) 第 19 条に規定する社員総会及び第 36 条に規定する理事会の決議の省略をした場合の同意書
  - (6) 社員総会及び理事会の議事録
  - (7) 許認可等及び登記に関する書類
  - (8) その他法令で定める書類及び帳簿
2. 帳簿及び書類等の備置き期間並びに閲覧については理事会の承認を受けた情報公開規則に定めるものとする。

## 第 14 章 公告の方法

(公告)

第 62 条 この法人の公告方法は、電子公告で掲示する方法による。

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第 15 章 補則

(委任)

第 63 条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

## 附 則

- この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- この法人の最初の代表理事は渡邊功とする。
- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 44 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

一部改定 平成 23 年 4 月 1 日

平成 25 年 6 月 18 日

第 5 条(1)の「JOP ランキング」を「JTA ランキング」に改定

平成 27 年 12 月 1 日

第 1 章第 2 条

(旧) この法人は、主たる事務所を東京都品川区に置く。

(新) この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第 3 章第 5 条 (1) 正会員

(旧) JPTA が認定するプロコーチの資格を有し、又は全日本テニス選手権本戦出場者、ナショナルチームのメンバー、JTA ランキングでシングルス 50 位以内の者のいずれかの条件を満たしたプレーヤーで、この法人の目的に賛同して入会した個人

(新) 3 行目以降を改定

一部改定 令和 2 年 7 月 31 日

第 12 条 (12) 事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認 を削除